第三級海上特殊無線技士	無線工学	第三級海上特殊無線技士法規・無線工学			
	法規				
レーダー級海上特殊無線技士	無線工学	レーダー級海上特殊無線技士無線工学			
	法規	第一級海上特殊無線技士・第二級海上特殊無線技士・レーダー級海上特殊無線技士法規			
航空無線通信士	無線工学	航空無線通信士無線工学			
	法規	航空無線通信士法規			
	英語	航空無線通信士用英語	平成六年三月一日		
		航空無線通信士英語	平成二十四年三月二十日		
航空特殊無線技士	無線工学	航空特殊無線技士無線工学			
	法規	航空特殊無線技士法規	平成二十四年一月二十日		
第一級陸上特殊無線技士	無線工学	第一級陸上特殊無線技士無線工学			
	法規	第一級陸上特殊無線技士・第二級陸上特殊無線技士・国内電信級陸上特殊無線技士法規			
第二級陸上特殊無線技士	無線工学	第二級陸上特殊無線技士無線工学			
	法規	第一級陸上特殊無線技士・第二級陸上特殊無線技士・国内電信級陸上特殊無線技士法規			
第三級陸上特殊無線技士	無線工学	第三級陸上特殊無線技士無線工学			
	法規	第三級陸上特殊無線技士法規			
国内電信級陸上特殊無線技士	法規	第一級陸上特殊無線技士・第二級陸上特殊無線技士・国内電信級陸上特殊無線技士法規	平成二十四年一月十五日	東京都豊島区巣鴨三丁目三十六番六号一般財団法人日本アマチュア無線振興協会	
第三級アマチュア無線技士	無線工学	第三級アマチュア無線教科書			
	法規				
第四級アマチュア無線技士	無線工学	第四級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書			
	法規				

○総務省告示第百四十号

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）第一条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件（平成十六年総務省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

第1章第2節第13の⑪中「未収収益」を「その他の資産」に改める。

第1章第2節第20の<注13>の(3)中「固定資産」を「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産」に改める。

第1章第2節第24の<注18>中「損益計算上の費用及び」を削り、同節第24の<注18>の1を削り、同節第24の<注18>中「2　行政サービス実施コスト」を「　行政サービス実施コスト」に改める。

第1章第3節第36中「差違」を「差異」に改める。

第1章第5節第53の1の㉘中「図書」を「図書（公立大学法人に限る。）」に改める。

第1章第7節第65の<注43>の㉘中「(「第83　寄附金の会計処理」により資本剰余金として計上されるものを除く。)」を削る。

第1章第9節第74の1中「損益外利息費用相当額」の次に「、損益外除売却差額相当額」を加え、「、機会費用及び（控除）設立団体納付額」を「及び機会費用」に改め、同節第74の4を削る。

第1章第9節第75の1及び2中「Ⅷ　（控除）設立団体納付額　　―××××」を削り、Ⅶを削り、Ⅵを削り、Ⅴを削り、Ⅳの次に次のように加える。

Ⅴ　損益外除売却差額相当額　　××××

第1章第10節第77の⑯を㉑とし、⑮の次に次のように加える。

⑯　寄附金の明細（公立大学法人に限る。）

⑰　受託研究の明細（公立大学法人に限る。）

⑱　共同研究の明細（公立大学法人に限る。）

⑲　受託事業等の明細（公立大学法人に限る。）

⑳　科学研究費補助金等の明細（公立大学法人に限る。）

第1章第10節第78の<注51>を次のように改める。

<注51>重要な会計方針等の開示について

1　重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　会計処理の原則又は手続の変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

(2)　表示方法の変更を行った場合には、その内容

(3)　会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

2　会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。

なお、会計方針の例としては次のようなものがある。

(1)　運営費交付金収益の計上基準

(2)　減価償却の会計処理方法

(3)　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

(4)　有価証券の評価基準及び評価方法

(5)　たな卸資産の評価基準及び評価方法

(6)　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(7)　未収財源措置予定額の計上基準

(8)　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

3　表示方法とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

4　会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。